

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、柏崎市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成26年5月20日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 公聴会の日時
平成26年6月19日（木）午後7時から
- 2 公聴会の開催場所
柏崎市中央町5番50号
柏崎市役所第二分館302会議室
- 3 事案の概要
別紙「柏崎市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。
- 4 素案の縦覧
新潟県柏崎地域振興局地域整備部計画調整課及び柏崎市都市整備部都市政策課において、5月30日（金）まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者
柏崎市の住民
- 6 公述申出の方法
変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び柏崎市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。
- 7 公述申出期限
平成26年5月30日（金）（必着のこと。）
- 8 公述申出先及び問合せ先
 - (1) 柏崎市三和町5-55（〒945-8558）
新潟県柏崎地域振興局地域整備部計画調整課
電話 0257-21-6321
 - (2) 柏崎市中央町5番50号（〒945-8511）
柏崎市都市整備部都市政策課
電話 0257-21-2298
- 9 公述人の決定
公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。
- 10 費用負担
公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。
- 11 公聴会の傍聴
公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。
なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。
- 12 公聴会の中止
公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

柏崎都市計画道路の変更(新潟県決定)

別紙



